

令和元年度第1回浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会議事録

日 時：令和元年5月30日（木）

10：10～11：40

会 場：管理棟3階 中会議室

出席者：別紙のとおり

1 開 会

市場協力会会長 浜松青果㈱代表取締役社長 松井英司氏

2 あいさつ

農林水産担当部長 山下文彦氏

3 協議事項

(1) 浜松市中央卸売市場業務条例の改正案について

【説明】高柳業務G長

第1条（目的）

・改正卸売市場法第1条の目的に沿い当市場が生産者、出荷者及び消費者である浜松市民とその周辺の住民へ生鮮食料品等を継続的に供給等するための重要なパイプ役であること。この重要な施設の業務運営、管理及びその他の必要な事項を条例で規定し、生鮮食料品等の公正な取引の場としての市場を、健全な運営を確保し、流通の円滑化、品質及び衛生管理の高度化を図ることで市民等への生活の安定に寄与することを目的としていること。

第3条（取扱品目）

・現行の規則で定めるその他の食料品についての細則を廃止し、疑義ある場合は市長の判断で考えていく。

第4条（開場の期日）

・改正卸売市場法の施行規則第5条の規定により、卸売業者の営業日及び営業時間の公表義務が規定されたことから、条例上では廃止とした。

新規（卸売の業務の許可、名称変更、取消し及び事業報告書の提出）

- ・特別な場所で公営事業を実施することから開設者の許可制であること。
- ・事業報告書の閲覧は貸借対照表及び損益計算書で申出により出荷者に閲覧させること。

第13、15条（せり人の登録、更新制及び試験の廃止）

- ・せり人試験を廃止するとともに、せり人は、卸売業者の推薦によるもの。
- ・3年、5年の更新制を廃止。
- ・資格要件、法令等の研修会については要綱等に規定。

第 20 条 (仲卸しの業務の許可)

- ・許可事項に、暴力団員等の事項を追加し、許可を受けられない規定を追加。
- ・現行法第 4 号の市場の卸売業者又は役員等の規定は、改正により削除したこと。
- ・許可等の有効期間（5 年以内）等については、現行どおり要綱へ詳細規定していく。

第 29 条 (売買参加者の承認)

- ・承認は、現行どおり条例規定。
- ・名称変更等、承認の取消し等は、規則から要綱規定へ変更していく。
- ・有効期間（5 年以内）、補助者等その他詳細は、現行の要綱を維持していく。
- ・暴力団員等の不可規定を設ける。

第 32 条 (買出人の承認)

- ・承認は、現行どおり条例規定とし、詳細は現行どおり要綱規定とする。
- ・承認の有効期間（5 年以内）も変更なし。
- ・買出補助者、名称変更等、辞退等の届出などは要綱規定を維持していく。

第 34 条 ((関連事業者) 許可基準)

- ・大きな変更はないが、暴力団員等に関する事項を追加したこと。
- ・資格要件、有効期間（5 年以内）等は、現行どおり要綱に規定していく。

第 41 条 (売買取引の方法)

- ・現行法のいわゆる 1 号、2 号、3 号物品による売買取引方法の指定は、改正卸売市場法において詳細が廃止されたため、改正業務条例においても規定を廃止し、売買取引方法であるせり売又は入札の方法若しくは相対取引による取引の規定のみとすること。
- ・開設者は、この売買取引方法についてインターネット等の利用による公表義務があるとともに、卸売業者は、業務規程に示した売買取引方法における卸売を行うこと。
- ・改正卸売市場法の共通ルール事項であること。

第 42 条 (相対取引の承認申請等)

- ・第 41 条の改正に伴い相対取引の承認申請等は廃止となること。

第 44 条 (差別的取扱いの禁止等)

- ・改正卸売市場法における共通ルール事項であること。
- ・開設者の取引参加者に対する差別的な取扱いの禁止事項が改正卸売市場法によって新たに規定を要することとなったこと。

第 45 条 (卸売の相手方の制限)

新規 (仲卸業者、売買参加者以外の者への卸売の報告等)

- ・いわゆる第三者販売の禁止事項については、平成 30 年度中においてあり方研究会、取引委員会及び開設運営協議会において意見、市の方針説明に対する関係者の了承を経て規制は緩和することとなった。ただし、「卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をした場合は、月単位、データで市長へ報告」を新規条例、規則、要綱で規定すること。

第 47 条 (市場外にある物品の卸売の禁止)

新規（市場外にある物品の卸売の報告）

- ・第 45 条同様に平成 30 年度中の聴聞会において規制の緩和を決定した。しかし、第三者販売と相まって、当該卸売市場に卸売業者の集荷に不公平な事案が起こるとも限らない。よって、新たに、月単位の報告を条例、規則、要綱規定する。
- ・また、市場外指定保管場所の届出において、地方税法上の減免措置として事業所税の減免対象に「市場外指定保管場所」が該当するため強制ではないが、税優遇措置を受ける卸売業者等においては、新規の設置あるいは、廃止においての届出を開設者において受理することの規定を盛り込んでいる。

第 48 条（卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止）

新規（卸売業者の卸売の相手方としての買受けの報告）

- ・自己の買受けの禁止規定を廃止すること。青果部の「買戻し」問題において、受託者である大型産地の当日仕切問題から委託残品処理が容易にできることで財務諸表の嵩上げの防止、取引内容を「見える化」することが重要であり廃止と考える。
- ・なお、国の業務検査において指摘を受けている部分でもあるため、開設者が把握できるよう委託物品の自己買受けがあった場合は、月単位の報告を条例、規則、要綱規定する。

第 51 条（受託契約約款）

- ・卸売市場法改正により廃止。よって、業務条例も廃止。
- ・ただし、各卸売業者が現行の約款を修正して受託契約約款として維持するのは卸売業者の任意であり、規定した場合は、開設者への届出とする。

新規（卸売の記録の提出）

- ・現行どおりの販売原票、仕切書の毎開場日、データにて提出を条例規定する。
- ・データ等の内容、提出時間などその細部を要綱に規定する。
- ・また、開設者業務検査時において、必要な卸売の記録の提出を義務付けている。

第 54 条（仲卸業者の業務の規制）

- ・直荷引きの原則禁止に対する規制は緩和。
- ・当該市場において、仲卸業者の販売の委託の引受けは禁止事項。
- ・直荷引き販売が中心となる差別的な取引とならないこと。直荷引き販売の月単位の報告を条例、規則、要綱に規定する。

第 58 条（卸売予定数量の報告）の廃止

第 59 条（卸売業者による卸売予定数量等の公表）の廃止

第 60 条（開設者による卸売予定数量等の公表）の廃止

新規（卸売業者による売買取引の条件の公表等）

- ・改正卸売市場法により新たに義務付けされた。（改正法施行規則第 5 条）
- ・インターネットなどの利用による公表の義務付け
- ・改正卸売市場法における共通ルールである。

①卸売業者の営業日、営業時間の公表

- ②卸売業者が扱う取扱品目
- ③生鮮食料品等の引渡し方法、出荷者からの物品の引受けや検収方法、買受人への物品の引渡し方法など
- ④委託手数料その他の卸売に関し、出荷者、買受人が負担すべき費用の種類、内容、金額
- ⑤卸売の販売代金の支払方法
- ⑥卸売業者が売買取引に関し、出荷者、買受人に払う奨励金その他販売代金以外の金銭の種類、内容、金額

新規（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

新規（卸売業者による売買取引の結果等の市長への報告）

- ・インターネットによる公表義務。
- ・改正卸売市場法における共通ルールである。（改正法施行規則第 8 条）

- ①卸売予定数量（主要な産地を含む）
- ②その日の卸売数量、金額を取引ごとの高値、中値、安値
- ③前月分の委託手数料受領額、奨励金等の交付額（新規追加項目）

- ・上記内容について、開設者への報告義務

新規（開設者による売買取引の結果等の公表）

- ・卸売業者からの「卸売業者による売買取引の結果等の市長への報告」を受けて開設者も、インターネットにより公表する。
- ・改正卸売市場法における共通ルールである。（改正法施行規則第 3 条）

- ①卸売予定数量
- ②卸売の取引ごとの数量、金額の高値、中値、安値

第 61 条（仕切り及び送金）

第 61 条の 2（仕切り及び送金に関する特約）

- ・卸売市場法の改正により廃止し、決済の方法に規則で規定した。

新規（決済の方法）

- ・決済の方法の細則は、規則で定めており、条例においてその方法は、インターネットにより公表しなければならない。
- ・改正卸売市場法における共通ルールである。（改正法施行規則第 4 条）

第 62 条（委託手数料）

- ・卸売市場法の改正により廃止。
- ・平成 16 年の卸売市場法の改正により、委託手数料はすでに法令、条例等での規定は廃止され、卸売業者独自の規定で開設者あて届け出制であった。改正法により委託手数料に関する法は廃止され、開設者としても規定する理由はなくなったため、廃止とした。

第 63 条（売買仕切金の前渡し等）

- ・取引の条件の設定は、卸売業者の経営に繋がることであり、卸売業者が決めるべきもの。開設者は、そうした取引条件について、インターネット等での公表義務を遵守させること

が使命であり、改正法に従い廃止とした。

第 64 条 (出荷奨励金の交付)

第 67 条 (完納奨励金の交付)

・両奨励金ともに、法改正により廃止し、卸売業者の取引条件のため支出の有無は卸売業者が判断すべきものである。しかし、卸売業者の取引条件の公表事項。また、財務諸表に関する内容から、開設者も把握している必要があるため、交付した場合は、開設者への届出事項とする。

第 76 条 (報告及び検査)

・法改正により開設者業務検査が主となるため、財務諸表等に精通する公認会計士等の協力による業務検査の実施を要する。そのため、条例に、「職員以外の市長が指名する者」を追加改正するもの。

第 77 条 (改善措置命令)

・委託手数料率の条項の廃止を受けて委託手数料による差別的な取扱い事項を削除するとともに、卸売業者の許可権限が開設者となることから、現行の仲卸業者のみの財産に関する必要な改善措置基準に、卸売業者を追加規定する。

第 80 条 (市場開設運営協議会)

・現行どおり規定。
・今後の浜松市中央卸売市場の活性化、必要な整備、運営の方向性などを市の附属機関として議論することは重要であり、有識者、市民代表の消費者、生産者及び市場関係者で組織する開設運営協議会を存続させる。

第 80 条の 2 (市場取引委員会)

・法改正により廃止。
・委員の構成が利害関係者（市場内取引業者等の代表者）で、市の附属機関としては、市民意見の取入れと判断しがたい。政策法務課より見直しを検討するよう課題もあった。
・卸売市場法の改正により、付属機関組織について廃止されたため、唯一の卸売市場法の規定による委員会の設置はできなくなった。
・今後は、市場協力会の下部組織としての組織の設置により、開設者もアドバイザーとして参加し、取引内容等、取引参加者で話し合う場を持つことが重要と考える。

以上、条例案、規則及び要綱案の規定内容について説明。

【質疑応答】

(卸理事) : 青果部の取扱品目で、国の業務検査で指摘されていたが、出荷者が取扱品目と併せて持込む少量の花きについては今後どうなのか。

(市) : 現行条例の規則で定めるその他の食料品において、「個選物野菜及び果実の出荷者が併せて持ち込む少量の花き類を規定していますので可能です。あくまでも少量です。

- (卸理事) : 卸売市場法の改正について、今後、卸売業者の扱う品目に制限はないため「何でも扱える」的な説明であったが実際にどういうことか。
- (市) : 国では、取扱品目以外の物品を扱えると説明しているが、その見解は、
- ①買受人の誤認を防ぐため、中央卸売市場の業務として行う卸売ではないことを明確にすること。
 - ②市場は、取扱品目以外の売買取引に供する施設ではない。対象とならない物品の売買は、市場外であれば可能であるし、兼業業務としての扱いとなる。
- (売参・買出人理事) : 売買参加者、買出人の承認要件に大きな変更はないような説明だが5年ごとの更新制も継続ということか。
- (市) : そのとおりである。売買参加者、買出人は、個人商店が多く1年ごとに、事業の存続が変わっている。市としても、市場での多くの買受人を望むが、年々その登録は、減少傾向であるため従来どおり、5年ごとに事業継続か否かを確認し、公正な市場取引を把握する必要があると考える。
その他の理事から質問なし。

以上

第1回あり方研究会出席者

| No | 委員区分 | 役職名 | 氏名 |
|----|-----------|----------------|-----------|
| 1 | 水産卸会社 | (株)浜松魚市代表取締役社長 | 宮地 一郎 |
| 2 | 水産卸会社 | 浜松魚類(株)代表取締役社長 | 川村 雅美 |
| 3 | 青果卸会社 | 浜松青果(株)代表取締役社長 | 松井 英司 |
| 4 | 青果卸会社 | (株)浜中取締役社長 | 山下 茂春 |
| 5 | 水産仲卸組合 | 水産仲卸組合理事長 | 櫻井 秀己 |
| 6 | 青果仲卸組合 | 青果仲卸組合理事長 | 伊藤 嗣男(欠席) |
| 7 | 青果物商業協同組合 | 青果物商業協同組合理事長 | 山本 寿範 |
| 8 | 果物商業協同組合 | 果物商業協同組合理事長 | 松本 光由 |
| 9 | 水産物商業協同組合 | 水産物商業協同組合副理事長 | 鈴木 伸一 |
| 10 | 関連事業協同組合 | 関連事業協同組合理事長 | 山田 晴久 |
| 11 | 開設者 | 産業部農林水産担当部長 | 山下 文彦 |
| 12 | 管理事務所 | 産業部中央卸売市場 | 名倉 勝 |
| 13 | 管理事務所 | 産業部中央卸売市場 | 中村 直行 |
| 14 | 管理事務所 | 産業部中央卸売市場 | 高柳 光男 |
| 15 | 市場協力会 | 産業部中央卸売市場 | 小粥 康弘 |